

岩手県告示第623号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第16条第1項ただし書の規定により、耕作の業務の規模の基準を次のように定め、平成27年4月1日から施行し、耕作の業務の規模の基準（平成12年岩手県告示第777号）は、平成27年3月31日限り、廃止する。

平成26年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

区 域	業務の規模の基準		
	水 稲	陸 稲	麦
	a	a	a
盛岡市	30	10	30
宮古市	25	10	30
大船渡市	25	10	30
花巻市	30	10	30
北上市	30	10	30
久慈市	25	10	30
遠野市	25	10	30
一関市	25	10	30
陸前高田市	25	10	30
釜石市	25	10	30
二戸市	25	10	30
八幡平市	30	10	30
奥州市	30	10	30
滝沢市	30	10	30
雫石町	30	10	30
葛巻町	30	10	30
岩手町	30	10	30
紫波町	30	10	30
矢巾町	30	10	30
西和賀町	30	10	30
金ヶ崎町	30	10	30
平泉町	25	10	30
住田町	25	10	30
大槌町	25	10	30
山田町	25	10	30
岩泉町	25	10	30
田野畑村	25	10	30
普代村	25	10	30
軽米町	25	10	30
野田村	25	10	30
九戸村	25	10	30
洋野町	25	10	30

一戸町	25	10	30
-----	----	----	----